

○厚生労働省告示第六百五十二号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）附則第三十六条第二項の規定に基づき、厚生年金保険法附則第三十六条第一項各号に規定する厚生労働大臣が定める利率（平成十七年厚生労働省告示第二百七十二号）の一部を次のように改正する。

平成十八年十二月十二日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

別表に次のように加える。

平成十九年

年六・八二パーセント